

令和3年(2021年)4月15日
文教生活常任委員会資料
管理部 職員課

資料NO1. 学校運営を巡る諸課題への対応について

宝教委職第1194号
令和3年(2021年)3月12日

各 学 校 長 様

管 理 部 長

学校運営を巡る諸課題への対応について

近年、いじめによる自死事案、教員の不適切指導による転落事案のほか、体罰等による教員の相次ぐ不祥事により、学校及び教育委員会に対する市民の不信、不満は前例が無いほどに高まっています。

本市の子どもたちの健全な育成のために、教育再生はまさに一刻の猶予も許されない状況であります。

不祥事発生直後の昨年10月以降、教育委員会の会議をはじめ、市議会では同年12月市議会定例会での一般質問及び令和元年度決算特別委員会並びに累次開催されている文教生活常任委員会所管事務調査において、各議員から教育委員会に対して、これら事案の背景には、教育行政や学校運営に関する特定の職員団体と教育委員会及び学校管理職との間の長年の不適切な取り決めやそれに基づく取扱いによって、学校管理職のリーダーシップが阻害されるなど、円滑な学校運営に支障をきたしていることに原因があるのではないかとの疑義が呈されているところです。

加えて、職員団体との関係において派生する学校運営を巡る多くの課題について、早期に改善するよう指摘されており、教育委員会は学校と連携して早期に対策を講じ、市議会等への説明責任を果たす必要に迫られています。

本来、教育委員会の権限や判断により実施すべき事業や教職員の人事異動であっても、特定の職員団体から事実上同意を得た上で進めてきた経過があり、市議会等からの指摘は教育委員会に向けられたものであると認識しています。

「年度末人事異動」に関する方針の変更については、こうした不適切な取扱いを改める取組の一環であり、その他の学校運営を巡る諸課題につきましても同様に市議会等から疑義が生じないよう対応しなければなりません。

そのため、市議会等から指摘を受けた学校運営を巡る諸課題について、以下のとおりの取扱いとするので、適正に取り扱うよう通知します。

記

1 教頭の負担軽減

本市では、近年、他市町からの人事交流に頼らなければ管理職の全校配置が困難な状況にあり、学校管理職のなり手不足の解消が喫緊の課題であります。

毎年実施している教育委員会の事務執行等評価において、管理職の育成への取組に対する

評価は、4段階評価のうち、最も低いD評価でした。これは管理職のなり手不足の要因ともいえる校長、教頭の過度な業務負担が影響していると考えられます。

このため、かねて市議会本会議や各種委員会において度々、管理職の業務負担やなり手不足の改善が指摘されており、教育委員会では改善に向けて早急に取り組まなければなりません。

この取組として、まずは以下の(1)と(2)について、本年4月から実施することとします。

(1) 管理職による職員退勤後の鍵閉めの廃止

一部の学校では、管理職が、自身の業務が終了したのにも関わらず、他に在校（勤務）している教職員がいる場合は、最終退勤者を待ち、機械警備の稼働と鍵の施錠を担っており、管理職の負担増の一因となっています。

管理職が直接施錠を担うという点は、令和2年12月定例会をはじめ、過去から市議会本会議や各種委員会において、早期に是正するよう指摘を受けています。

このため今後、学校に管理職が出張や退勤等により不在となる場合は、管理職から在校している教職員に対し、機械警備の稼働と校舎及び校門の施錠を命じる取扱いに統一します。

なお、学校における鍵の管理については、キーボックス等を活用するなど、適切に管理することとします。

(2) 教頭の授業時数(固定時間)の廃止

教頭の授業に関する固定時間については、教頭における過度の業務負担として、令和2年12月定例会の一般質問及び文教生活常任委員会所管事務調査において、早期に是正するよう指摘を受けたほか、県教育委員会からも是正するよう指導されています。

このため、教頭の負担の軽減を図るとともに、本来の業務である学校の運営管理や危機管理業務に主に専念できるようにするため、教頭の業務を現行より増加させることなく、令和3年度(2021年度)から、全ての学校において、教頭の固定時間を廃止(0時間)します。

(3) 教職員の働き方改革の推進

管理職の負担軽減を進めるとともに、一般教職員の働き方改革も進めなければなりません。そのため、一般教職員が長時間在校することを極力減らすように、継続的に業務の効率化を図るとともに負担軽減に努めることとします。

上記(2)の取組では、一般教職員の負担が懸念されますが、長時間勤務を可及的速やかに解消するため、別途、設置している「教職員の働き方改革検討委員会」で今後も引き続き協議を行うこととしています。

2 教育業務連絡調整手当の取扱いと校務分掌検討委員会の適切な委員構成について

教育業務連絡調整手当は、県の公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例第3条、第3条の3及び宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第9条の各規定に基づき、校長が当該学校の主幹教諭又は教諭のうちから任命した者に支給されるべきものであるところ、文教生活常任委員会所管事務調査において、教育業務連絡調整手当のあり方について、特定の職員団体からの申し入れにより、当該手当の受給者を決定することがないよう、強く指摘を受けました。

したがって、校長は、特定の職員団体からの申し入れにより、当該手当の受給者を決定することがないよう、主幹教諭又は教諭の中から分掌させる学年主任、教務主任、生徒指導主任の任命については、法令遵守も含めて適正に取り扱うこととします。

また、校長による校務分掌の決定に関して、意見を聞く場合に設置する校務分掌検討委員会の委員構成についても、在籍する教職員が加入する職員団体が複数ある場合や職員団体未加入の教職員が在籍する学校においては、合理的な理由がなく特定の職員団体に属する教職

員のみで構成することがないように、適正に運用することとします。

3 職員会議のあり方の是正

職員会議は、学校教育法施行規則第 48 条各項及び第 79 条並びに宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第 14 条の 2 の規定のとおり、校長の職務の円滑な執行に資するために校長が主宰し、教職員間の意思疎通や共通理解並びに伝達、連絡に努めることとされています。したがって、職務の円滑な執行に関して校長が決定すべき事柄については、職員会議において教職員で協議した上で、最終的には校長自身が責任をもって判断し、決定すべきです。

しかし、実態として職員会議があたかも最終的な意思決定権を有するような不適切な運用がなされている学校があり、令和 2 年 12 月定例会の一般質問及び文教生活常任委員会所管事務調査において、職員会議のあり方について適正に運用するよう指摘を受けました。

そのため、校長が主体的に職員会議を主宰し、責任をもって判断、決定するよう改めて校長に周知徹底を図ります。

なお、適正確保のため、令和 3 年 4 月から職員会議の議事録（議題、発言者、発言内容の概要、結果）を作成し、公文書として管理保管することとします。

4 主幹教諭の職務の校務分掌による明確化

過去から、市議会本会議や各種委員会において、学校管理職を補佐すべき主幹教諭本来の役割が機能せず、不明確であるとの指摘を受けているさなか、昨年 10 月、市立小学校の主幹教諭が住居侵入の疑いで逮捕、起訴されました。当該主幹教諭は、この他にも勤務時間中の喫煙や不適切な指導をはじめ、兼業に当たるゴルフスクールの経営も判明しました。このように教職員の資質及び能力の向上等に関する校務の責任者としての主幹教諭の役割が果たせていないなど、管理職の補佐が十分に機能していないことも明らかとなりました。

この主幹教諭の勤務実態が明らかとなったことから、令和 2 年 12 月市議会定例会の一般質問及び文教生活常任委員会所管事務調査において、主幹教諭の推薦基準が不明確であることや業務や役割等が校務分掌等に位置づけられておらず、その結果、管理職を補佐する機能が十分に果たせていない場合もあるとして、改善するよう強く指摘されています。

主幹教諭は宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第 5 条の 3 第 2 項において、「円滑な学校運営の推進のため、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる」と規定されています。

併せて同規則同条第 3 項において「主幹教諭が整理する校務は、校長が決定し、教育委員会に報告しなければならない。」と規定されています。

この規定に基づき、令和 3 年度からは、各学校の運営方針に即して、主幹教諭の職務内容を校長が決定した上で校務分掌に記載し、明確にする必要があると考えています。

なお、県教育委員会では、主幹教諭の主な職務として、円滑な学校運営等の推進を図るため、学校運営の企画及び調整、教務、保健、生徒指導、進路指導など、学校運営上の基本的な校務や教職員の資質及び能力の向上等に関する校務の責任者としての業務を担うこととしています。

また、複数の主幹教諭を配置している学校では、主幹教諭のマネジメント機能の強化に係る教員定数の加配措置が講じられていますが、主幹教諭の業務と関連付けた活用となるよう徹底していきます。

5 職員団体(分会)から校長に対する確認、要請、申し入れ(交渉含む)等への対応について

令和2年12月定例会及び文教生活常任委員会所管事務調査において、平成12年の教職員組合各分会と各学校長との確認書の存在等を示したうえ、同書の現時点における有効性などを踏まえた取扱いの実態を明らかにするよう質されています。

こうした指摘を受け、今後、職員団体(分会)から全校統一的に行う校長又は教頭に対する確認、要請、申し入れ等については、各学校で対応が異なることが問題となる場合もあるため、職員団体には書面で一括して教育委員会にお申し入れいただくようお願いしています。

また、それぞれの学校の個別の案件に関する申し入れ等につきましても、同様の取扱いをお願いしています。

それでもなお、校長又は教頭に確認等があった場合は、校長と教頭の複数で対応することとし、軽微な確認事項で、かつ、校長の責任の範囲で判断できる場合を除いては、その場で回答せず、教育委員会へ相談のうえ、改めて回答してください。

これらの案件については、全て教育委員会に報告していただくようお願いします。

6 その他

本通知により、校務分掌などで新たな課題が生じた場合は、速やかに教育委員会へ報告してください。教育委員会が課題解決に向けて必要な助言又は支援を行います。

7 お問い合わせ・相談先

管理部 村上、高田

電話 0797-77-2025 (教育企画課直通)

校支援メールは教育企画課まで

【別添書類】

宝 教 委 職 第 1178 号
令和 3 年(2021 年)3 月 4 日

宝 塚 市 教 職 員 組 合
執行委員長 ████████ 様

宝塚市教育長 森 恵実子

学校運営を巡る諸課題に対する今後の対応方針について

早春の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、平素より、本市の学校教育の発展にご理解ご協力を賜り、深く感謝いたします。
さて、近年、いじめによる自死事案、教員の不適切指導による転落事案のほか、体罰等による教員の相次ぐ不祥事により、学校及び教育委員会に対する市民の不信、不満は前例が無いほどに高まっています。

本市の子どもたちの健全な育成のために、教育再生はまさに一刻の猶予も許されない状況であることは、貴教職員組合はもとより本市教育関係者共通の認識であるものと考えています。

不祥事発生直後の令和 2 年(2020 年)10 月以降、教育委員会の会議をはじめ、市議会では同年 12 月市議会定例会での一般質問及び令和元年度決算特別委員会並びに累次開催されている文教生活常任委員会所管事務調査において、各議員から教育委員会に対して、これら事案の背景には、教育行政や学校運営に関する貴教職員組合と教育委員会及び学校管理職との間の長年の不適切な取り決めやそれに基づく取扱いによって、学校管理職のリーダーシップが阻害されるなど、円滑な学校運営に支障をきたしていることに原因があるのではないかとの疑義が呈されているところです。

加えて、貴教職員組合との関係において派生する学校運営を巡る多くの課題について、早期に改善するよう指摘されており、教育委員会は学校と連携して早期に対策を講じ、市議会等への説明責任を果たす必要に迫られています。

本来、教育委員会の権限や判断により実施すべき事業や教職員の人事異動であっても、貴教職員組合から事実上同意を得た上で進めてきた経過があり、市議会等からの指摘は教育委員会に向けられたものであると認識しています。

本年 1 月に貴教職員組合にご協力をお願いした「年度末人事異動」に関する方針の変更につきましても、こうした不適切な取扱いを改める取組の一環であり、その他の学校運営を巡る諸課題につきましても同様に市議会等から疑義が生じないよう対応しなければなりません。

そのため、市議会等から指摘を受けた学校運営を巡る諸課題について、以下のとおりの取扱いとさせていただきますので、ご通知申し上げ、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、学校運営を巡る諸課題に対する改善の取組状況につきましては、説明責任の必要性から、貴教職員組合との交渉状況をホームページ等で公開させていただきますので、予めご了承くださいませよう合わせてお願い申し上げます。

記

1 教頭の負担軽減

本市では、近年、他市町からの人事交流に頼らなければ管理職の全校配置が困難な状況にあり、学校管理職のなり手不足の解消が喫緊の課題であります。

毎年実施している教育委員会の事務執行等評価において、管理職の育成への取組に対する評価は、4段階評価のうち、最も低いD評価でした。これは管理職のなり手不足の要因ともいえる校長、教頭の過度な業務負担が影響していると考えられます。

このため、かねて市議会本会議や各種委員会において度々、管理職の業務負担やなり手不足の改善が指摘されており、教育委員会では改善に向けて早急に取り組まなければなりません。

この取組として、まずは以下の(1)と(2)について、本年4月から実施することとします。

(1) 管理職による職員退勤後の鍵閉めの廃止

一部の学校では、管理職が、自身の業務が終了したのにも関わらず、他に在校（勤務）している教職員がいる場合は、最終退勤者を待ち、機械警備の稼働と鍵の施錠を担っており、管理職の負担増の一因となっています。

管理職が直接施錠を担うという点は、令和2年12月定例会をはじめ、過去から市議会本会議や各種委員会において、早期に是正するよう指摘を受けています。

このため今後、学校に管理職が出張や退勤等により不在となる場合は、管理職から在校している教職員に対し、機械警備の稼働と校舎及び校門の施錠を命じる取扱いに統一します。

なお、学校における鍵の管理については、キーボックス等を活用するなど、適切に管理することとします。

(2) 教頭の授業時数(固定時間)の廃止

教頭の授業に関する固定時間については、教頭における過度の業務負担として、令和2年12月定例会の一般質問及び文教生活常任委員会所管事務調査において、早期に是正するよう指摘を受けたほか、県教育委員会からも是正するよう指導されています。

このため、教頭の負担の軽減を図るとともに、本来の業務である学校の運営管理や危機管理業務に主に専念できるようにするため、教頭の分掌を現行より増加させることなく、令和3年度(2021年度)から、全ての学校において、教頭の固定時間を廃止(0時間)します。

(3) 教職員の働き方改革の推進

管理職の負担軽減を進めるとともに、一般教職員の働き方改革も進めなければなりません。そのため、一般教職員が長時間在校することを極力減らすように、継続的に業務の効率化を図るとともに負担軽減に努めます。

上記(2)の取組では、一般教職員の負担が懸念されますが、長時間勤務を可及的速やかに解消するため、別途、設置している「教職員の働き方改革検討委員会」で今後も引き続き協議を行います。

2 教育業務連絡調整手当の取扱いと校務分掌検討委員会の適切な委員構成について

教育業務連絡調整手当は、県の公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例第3条、第3条の3及び宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第9条の各規定に基づき、校長が当該学校の主幹教諭又は教諭のうちから任命した者に支給されるべきものであるところ、文教生活常任委員会所管事務調査において、教育業務連絡調整手当のあり方について、特定の職員団体からの申し入れにより、当該手当の受給者を決定することがないよう、強く指摘を受けました。

したがって、校長は、特定の職員団体からの申し入れにより、当該手当の受給者を決定することがないよう、主幹教諭又は教諭の中から分掌させる学年主任、教務主任、生徒指導主任の任命については、法令遵守も含めて適正に取り扱うこととします。

また、校長による校務分掌の決定に関して、意見を聞く場合に設置する校務分掌検討委員会の委員構成についても、在籍する教職員が加入する職員団体が複数ある場合や職員団体未加入の教職員が在籍する学校においては、合理的な理由がなく特定の職員団体に属する教職

員のみで構成することがないように、適正に運用することとします。

3 職員会議のあり方の是正

職員会議は、学校教育法施行規則第 48 条各項及び第 79 条並びに宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第 14 条の 2 の規定のとおり、校長の職務の円滑な執行に資するために校長が主宰し、教職員間の意思疎通や共通理解並びに伝達、連絡に努めることとされています。したがって、職務の円滑な執行に関して校長が決定すべき事柄については、職員会議において教職員で協議した上で、最終的には校長自身が責任をもって判断し、決定すべきです。

しかし、実態として職員会議があたかも最終的な意思決定権を有するような不適切な運用がなされている学校があり、令和 2 年 12 月定例会の一般質問及び文教生活常任委員会所管事務調査において、職員会議のあり方について適正に運用するよう指摘を受けました。

そのため、校長が主体的に職員会議を主宰し、責任をもって判断、決定するよう改めて校長に周知徹底を図ります。

なお、適正確保のため、令和 3 年 4 月から職員会議の議事録（議題、発言者、発言内容の概要、結果）を作成し、公文書として管理保管することとします。

4 主幹教諭の職務の校務分掌による明確化

過去から、市議会本会議や各種委員会において、学校管理職を補佐すべき主幹教諭本来の役割が機能せず、不明確であるとの指摘を受けているさなか、昨年 10 月、市立小学校の主幹教諭が住居侵入の疑いで逮捕、起訴されました。当該主幹教諭は、この他にも勤務時間中の喫煙や不適切な指導をはじめ、兼業に当たるゴルフスクールの経営も判明しました。このように教職員の資質及び能力の向上等に関する校務の責任者としての主幹教諭の役割が果たせていないなど、管理職の補佐が十分に機能していないことも明らかとなりました。

この主幹教諭の勤務実態が明らかとなったことから、令和 2 年 12 月市議会定例会の一般質問及び文教生活常任委員会所管事務調査において、主幹教諭の推薦基準が不明確であることや業務や役割等が校務分掌等に位置づけられておらず、その結果、管理職を補佐する機能が十分に果たせていない場合もあるとして、改善するよう強く指摘されています。

主幹教諭は宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第 5 条の 3 第 2 項において、「円滑な学校運営の推進のため、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる」と規定されています。

併せて同規則同条第 3 項において「主幹教諭が整理する校務は、校長が決定し、教育委員会に報告しなければならない。」と規定されています。

この規定に基づき、令和 3 年度からは、各学校の運営方針に即して、主幹教諭の職務内容を校長が決定した上で校務分掌に記載し、明確にする必要があると考えています。

なお、県教育委員会では、主幹教諭の主な職務として、円滑な学校運営等の推進を図るため、学校運営の企画及び調整、教務、保健、生徒指導、進路指導など、学校運営上の基本的な校務や教職員の資質及び能力の向上等に関する校務の責任者としての業務を担うこととしています。

また、複数の主幹教諭を配置している学校では、主幹教諭のマネジメント機能の強化に係る教員定数の加配措置が講じられていますが、主幹教諭の業務と関連付けた活用となるよう徹底していきます。

5 職員団体(分会)から校長に対する確認、要請、申し入れ(交渉含む)等への対応について

令和 2 年 12 月定例会及び文教生活常任委員会所管事務調査において、平成 12 年の貴教職員組合各分会と各学校長との確認書の存在等を示したうえ、同書の現時点における有効性などを踏まえた取扱いの実態を明らかにするよう質されています。

こうした指摘を受け、今後、職員団体（分会）から全校統一的去行う校長又は教頭に対する確認、要請、申し入れ等については、各学校で対応が異なることが問題となる場合もあるため、貴教職員組合から書面で統一的去一括して教育委員会にお申し入れいただくようお願いしたいと考えております。

なお、それぞれの学校の個別の案件に関する申し入れ等につきましても、一括して教育委員会でお受けします。

本件「5」の対応に関して不都合があれば、書面にて教育委員会にご回答いただければと存じます。